

第6次矢吹町行財政改革大綱

平成 28 年 3 月

矢 吹 町

目 次

1	行財政改革大綱策定の趣旨	1
	(1) 第5次行財政改革大綱の成果	1
	(2) 行財政改革の必要性	6
	(3) 社会経済情勢の変化	8
2	行財政改革の基本理念と視点	10
	(1) 行財政改革の基本理念	10
	(2) 行財政改革の基本視点	11
	(3) 財政指標の目標値	11
3	推進項目	11
	(1) “仕事の改革”	12
	(2) “仕組みの改革”	14
	(3) “人の改革”	16
4	行財政改革の推進体制	17
	(1) 行財政改革の推進体制	17
	(2) 町民の理解と協力	17
	(3) 行政改革大綱の推進期間	17

1 行財政改革大綱策定の趣旨

(1) 第5次行財政改革大綱の成果

本町では、昭和60年以降、5次にわたり行財政改革大綱を策定し、事務事業の見直し、組織機構の簡素効率化、職員定数の適正管理、民間委託の推進、人材の育成、住民との協働体制の確立など町行財政の健全化・効率化に努めてきました。

とりわけ、成果志向・住民満足重視・競争原理の導入など民間の経営原理を取り入れた行財政経営への転換をこれまで強く進めてきました。

これらの取組により、地方分権一括法による自治事務の増加や県からの権限移譲、町民ニーズの多様化・高度化等による事務事業の増加等に対応することができ、行政組織・職員体制についても、簡素・効率化の方向で進めてくることができました。

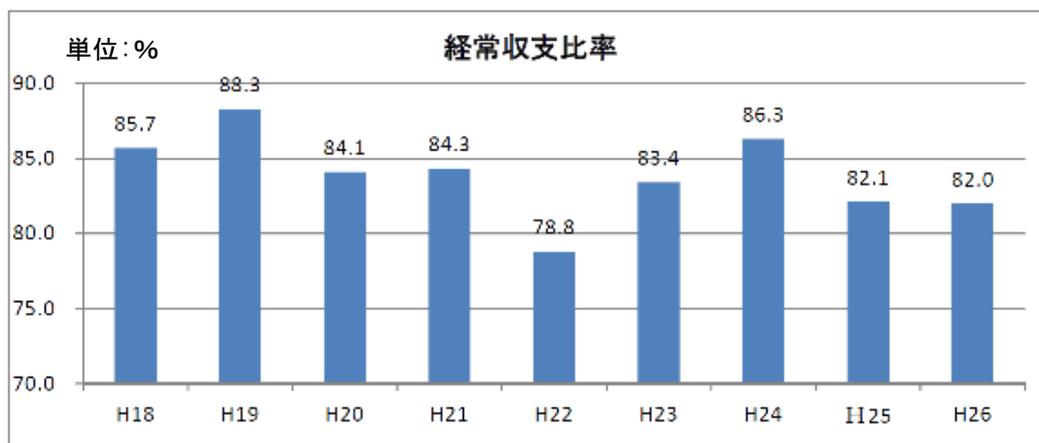
これまでの10年間は、「小さな役場」を目指しながら、長期にわたる景気低迷の影響等による町税収入の減少への対応、さらに追い討ちをかけるように東日本大震災の復旧・復興への対応など、厳しい対応が求められましたが、行財政改革大綱の理念のもと一丸となって取り組んだことにより、行政サービスの一定の成果とともに、持続可能な財政基盤の確立に道筋をつけることができました。

具体的な改善の成果は以下のとおりです。

① 財政指標の改善

・経常収支比率の推移

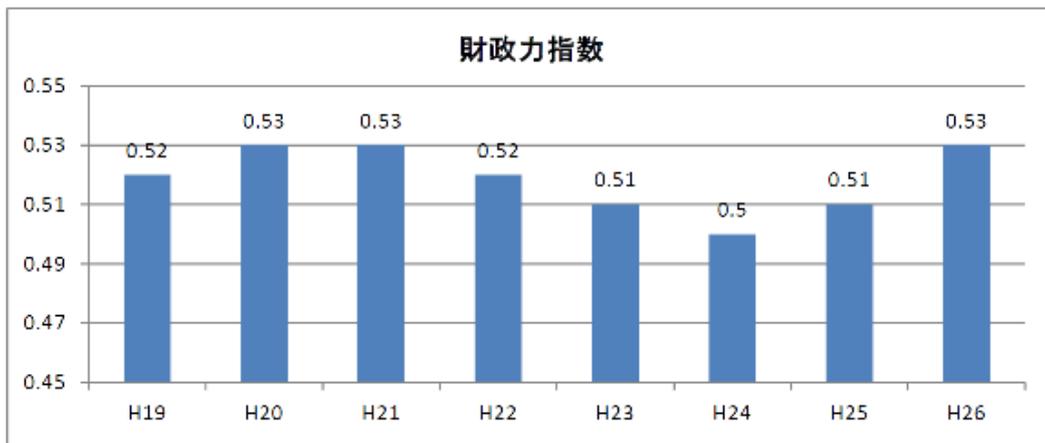
財政構造の弾力性を測るための指標として用いられる経常支比率は80%を超えると財政構造が硬直化していることを示します。ここ数年は各施設の維持管理経費の伸びによる物件費の増や少子高齢化に伴う社会保障経費の伸びによる扶助費の増の影響で80%を超えており、平成26年度は82.0%で福島県平均をやや上回っている状況となっています。



・ 財政力指数の推移

財政力指数は、地方交付税制度における基準財政収入額を基準財政需要額で除した数値（単年度の財政力指数）の過去3ヵ年の平均値をいいます。この基準財政収入額と基準財政需要額というのは、いずれも標準的な地方公共団体の収入と需要を全国的に、客観的・合理的に測定するために算出された数値とされており、各地方公共団体の実際の財政内容を表したものではありません。

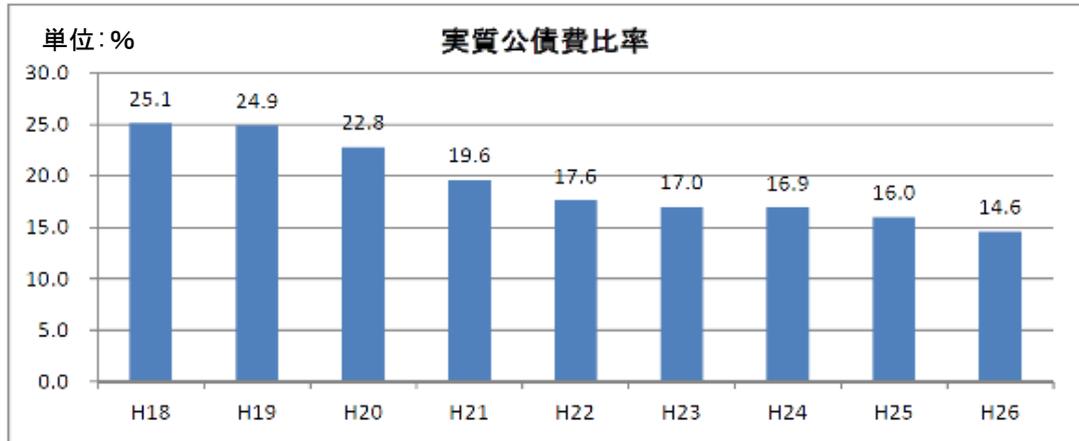
矢吹町では、平成19年度は0.52で、0.5を超えて推移しています。平成26年度は0.53となり全国平均・福島県平均を上回る数値まで持ち直しています。



・ 実質公債費比率の推移

地方公共団体の財政が適正に運営されることを目的に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が平成20年4月に施行されました。財政健全化法では「実質赤字比率」、「連結実質赤字比率」、「実質公債費比率」、「将来負担比率」の4つの指標で財政状況を判断します。基準値以上に悪化した場合には「早期健全化団体」、「財政再生団体」となり、自主的又は国などの管理下で計画的な財政の健全化が求められます。

矢吹町では、「実質公債費比率」について平成21年度までは起債の際に県の許可が必要となる基準18%を上回っていましたが、平成22年度からは18%を下回り、その後徐々に改善して、平成26年度は14.6%となっています。しかし、類似団体や福島県平均を上回っている状況となっていることから、今後も計画的な財政運営に努める必要があります。



② 指定管理者制度の導入

指定管理者制度は、地方自治体が所管する公の施設について、管理、運営について民間事業会社を含む法人やその他の団体に委託することができる制度で、公の施設の管理、運営に民間等のノウハウを導入することにより効率化を目指すもので、町では、以下の 66 の施設について指定管理者の管理・運営を取り入れ、その効率的運営に努めています。

●指定管理者の導入施設一覧

番号	施設名	導入年度	番号	施設名	導入年度
1	矢吹町健康センター	H18	34	南沢多目的集会所	H18
2	矢吹町ふれあい農園	H18	35	堤集会所	H24
3	矢吹町保健福祉センター	H21	36	神田多目的集会所	H18
4	矢吹町福祉会館	H21	37	中野目集会所	H18
5	第一区自治会館	H18	38	明新多目的集会所	H18
6	大町集会所	H18	39	矢吹町図書館	H20
7	二区コミュニティセンター	H26	40	矢吹町文化センター	H20
8	第二区東自治会館	H26	41	矢吹町ふるさとの森芸術村	H20
9	滝八幡地区集会所	H18	42	矢吹球場	H20
10	大池集会所	H18	43	町営相撲場	H20
11	新町集会所	H24	44	大池球場	H20
12	田町集会所	H18	45	大池キャンプ場	H20
13	高齢者若者センター	H18	46	矢吹町勤労者体育館	H20
14	井戸尻集会所	H20	47	町民テニスコート	H20
15	五区集会所	H18	48	矢吹町三城目農村公園	H20
16	六区集会センター	H18	49	矢吹町神田農村公園	H20
17	柿之内集落農事センター	H18	50	矢吹町田内農村公園	H20
18	田内集落農事集会所	H18	51	大池公園	H20
19	根宿集落農事集会所	H18	52	三角点公園	H20
20	原宿集多目的集会所	H18	53	小松公園	H20
21	平鉢集会所	H18	54	小池公園	H20
22	大畑多目的集会所	H18	55	ひまわり公園	H20
23	寺内地域農業推進拠点施設	H18	56	大林公園	H20
24	鍋内多目的集会所	H18	57	新町公園	H20
25	松倉転作定着化総合研修施設	H18	58	赤沢中央公園	H20
26	長峰多目的集会所	H18	59	三十三観音史跡公園	H20
27	弥栄集会所	H18	60	矢吹町コミュニティプラザ	H21
28	大久保集会所	H18	61	駅前東口第1駐車場	H21
29	文京地区集会所	H18	62	駅前東口第2駐車場	H21
30	三城目集落センター	H18	63	駅前西口駐車場	H21
31	西原集会所	H18	64	矢吹駅東口自転車第1駐輪場	H21
32	乗本水田営農活性化対策推進施設	H18	65	矢吹駅東口自転車第2駐輪場	H21
33	須乗新田多目的集会所	H18	66	矢吹駅西口自転車駐輪場	H21

③ 定員の適正化

定員の適正化については、平成 27 年度において、計画目標を達成しています。本町の職員数は、類似団体との比較でみると平成 25 年度において人口千人当たり 6.83 人であり、類似団体平均の 8.60 人より少なく、県平均の 7.53 人を大きく下回り、全国の類似団体 24 のうち 4 番目の低さとなっています。

	H22	H23	H24	H25	H26	H27
計画	147	142	139	136	136	137
実績	139	141	135	136	137	137

(2) 行財政改革の必要性

本町の財政状況は、前述の財政指標のとおり改善はしているものの、財政力は決して強固なものとはいえず、今後も多岐にわたる住民満足度の高い行政サービスを維持・向上していくためには、見通しをもった行政コストの削減などによって財源を確保していくことが必要です。

一方で、地方分権社会にあつて、自らの責任と判断により今後の進むべき方向を決め、具体的な施策を自ら実行していくことができる行政の体制づくりも求められています。

以下の3点はその必要性と取り組むべき課題を示したものです。

① 第6次矢吹町まちづくり総合計画及び矢吹町まち・人・しごと創生総合戦略の推進

第6次矢吹町まちづくり総合計画（平成28年度～平成35年度）は、本町の最上位計画であり、行政や関係機関をはじめ、住民、各種団体、事業所などあらゆる主体に共有されるまちづくりの指針であるとともに、様々な施策や事業を総合的かつ計画的に推進するための総合指針となります。

また、地方創生に取り組むため、矢吹町まち・ひと・しごと創生総合戦略のもと、国や県の総合戦略と密接な関連を保ちながら、施策や事業の実現に向けて、第6次矢吹町まちづくり総合計画と連動した取組を進めていくことが今後の課題となります。

② 東日本大震災からの復興

平成23年3月11日午後2時46分、マグニチュード9.0の国内観測史上最大規模の東日本大震災が発生し、矢吹町は震度6弱を記録し、全域に大きな被害を受けました。

地震に加え、津波、さらには東京電力福島第一原子力発電所の事故が重なったこの震災は、死者行方不明者合わせて2万3千人を超え、被害額は約16.9兆円にのぼり、東北・関東地方に未曾有の事態を引き起こしました。

本町では、道路、上下水道、農業施設などの公共施設被害額が約50億円、商工業関係被害額が約25億円、住家の損壊が4,700棟を超えるなど被害は甚大であり、発生以来、インフラの復旧と被災者生活の再建というハード、ソフト両面での復旧に努めてきました。町民の皆さんをはじめ、多くの皆さんのご協力のもと、平成26年3月にはほとんどの復旧作業が完了し震災以前の水準に戻すことができました。しかし、今後の本町において、単なる被害からの復旧ではなく、震災によって生まれた現実を受け止め、大震災以前より活力ある

まちづくりを行っていく必要があります。

③ 組織力の向上と人材育成

現在の組織機構は、ややもすれば縦割りのとも指摘され、部門をこえた協力的体制がとりにくいことが問題点として挙げられています。

このため、本町では、第6次矢吹町まちづくり総合計画を実現するための組織として、平成28年4月に大規模な組織機構改革を行うことにしました。

組織力を高め、住民満足度を向上させるためには、課や係といった同じ目的と目標をもつ組織として、横の連携を図って成果を得ることが大切になります。

そのためには、自組織の戦略を理解し、それを実現していくスキルを職員が備えること。さらにそのスキルは、環境変化や戦略の変更に応じて常に変化し、一度身についたスキルや能力が、いつまでも通用するわけではないため、組織と人は常に学習を求められることになります。

人材育成は重要で、その結果、人は育ちますが、組織目標達成のためには、組織として時代の変化とニーズに対し学び続ける力こそ大切です。組織力の向上と職員一人一人の能力向上がこれからの課題であるといえます。

(3) 社会経済情勢の変化

① 人口減少によるリスクの回避

日本は「人口減少時代」に突入しています。人口減少は、「静かなる危機」と呼ばれるように、日々の生活においては実感しづらい面があります。しかし、このまま続けば、人口はさらに減少し、その結果、将来的には経済規模の縮小や生活水準の低下を招くことも危惧されています。

本町の総人口は、平成7年をピークとして、以降は減少傾向となっており、平成22年現在の総人口は、18,407人となっています。平成7年の人口と比べると、668人(3.5%)減少しています。

また、年齢3区分別人口の推移を見てみると、年少人口は緩やかに減少を続けており、平成22年には昭和55年と比べ、1,545人(38.2%)減少しています。

生産年齢人口は、平成7年をピークとして、以降は減少して推移しており、平成22年には昭和55年と比べ、395人(3.4%)減少しています。

老年人口は一貫して増加傾向で推移しており、平成22年には昭和55年と比べ、2,639人(147.4%)増加しています。

本町では、平成7年から始まった人口減少とともに、年少人口、生産年齢人口が減少、老年人口が増加するという傾向で推移しており、年少人口減少、老年人口増加の「第一段階」の人口減少段階に入っています。

② 高度化・多様化する町民ニーズへの対応

近年、行政を取り巻く環境や住民意識の変化により、行政の果たすべき役割や行政へのニーズは複雑多様化してきています。その一方で、本町における財政状況は厳しい状態にあり、“量”による行政サービスの充実は限界にきています。言い換えれば、町がすべての行政サービスを提供し続けることに限界がきているということでもあります。これまでの、削減、休・廃止、統合といったいわば量的な行財政改革は経営の減量化のためには役に立ってきたとはいえません。しかし、こうした量的な行財政改革の継続は、時として職員や組織の疲弊につながることもあります。

そこで、今後より一層厳しくなると思われる財政環境の中で、ますます多様化・高度化していく町民ニーズに対応していくためには、行政サービスの提供の視点を量から“質”へとシフトさせることが必要です。さらに、このような限られた財源の中で最大のサービスを提供するためには、町民ニーズを的確に把握することも求められます。

また、人と人、人と地域のつながりが薄れ、地域の中で助け合ってきた地域社会が変容し、互助機能の低下や人々の地域社会からの孤立などが社会問題と

なっています。このため、地域の人々のニーズに対して地域社会が応えうる互助・共助の体制の確立を図って、必要なサービスを提供していくことが求められています。

③ 高度情報化の活用

ICTの急速な進化に代表されるスマートフォン、タブレット端末、ソーシャルメディア、クラウド等の普及は、私たちのライフスタイル・ワークスタイルの幅広い場面において変化をもたらしています。そして、様々な分野におけるICT利活用のあり方も、この間大きく変わってきました。

行政分野では「マイナンバー制度」の導入とともに、行政事務の効率化を目的としたICT利活用の取組が進んでいるほか、新規の分野（医療・農業・教育等）でも新たなサービスの創出や事務の効率化、コストダウンを目的としたICT利活用の事例が現れてきています。

今後は、日常生活の中に広く情報ネットワーク社会が形成されてくると予想されることから、高度情報技術の利活用による住民サービスの向上が期待されています。

2 行財政改革の基本理念と視点

(1) 行財政改革の基本理念

これからの行財政改革は、いわば「量的」な改革を見直しつつ、行政を運営するという視点に立ち、限られた人や予算などの経営資源を有効に活用して、町民が満足する行政サービスをより良く、より効率的に提供できる「質的」な行財政改革を併せて行う「改革」への転換を図っていくことが大切です。

実施された行政サービスがアウトカム(施策・事業の実施により発生する効果や成果)の視点から、その先にある「住民満足度の向上」につながっていくことを重視する必要があります。

また、一方では、住民協働を基調とした、新しい公共サービスの担い手を育成して、細やかなサービスを様々な主体が多様な形で提供していくことが求められています。この改革を「仕組みの改革」として第6次矢吹町行財政改革大綱の中に位置づけを行います。

以上のような観点から、本町の行財政改革の基本理念を、第6次矢吹町まちづくり総合計画の実現を目指すため、次のように定めるものとします。

「未来を拓く 日本三大開拓地

さわやかな田園のまち やぶき」の実現

(2) 行財政改革の基本視点

今後の行財政改革の方策として、“仕事の改革”、“仕組みの改革”、“人の改革”という3つの視点での取組を導入していきます。

ここでいう“仕事の改革”とは、現在進めている事務事業について根本から見直し、その手法をBPRの観点から再構築して「公共サービスのイノベーション（創意工夫による新たな価値の創造）」を目指すということです。

*** BPRとは、業務の構造を抜本的に見直し、業務の流れ（ビジネスプロセス）を最適化（リエンジニアリング）すること。**

次に、“仕組みの改革”とは、町民や団体、事業所等と行政が相互に補完・連携し合いながら、協働の担い手づくりを進め、町民の求めるきめ細かなサービスを提供できる体制づくりであり、公的サービスを民間にも任せていく「公的サービスの産業化」を図っていくという考え方です。

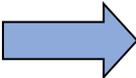
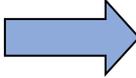
そして、“人の改革”とは、公的サービスを提供するのは基本的には人が行うことであるため、行政職員をはじめ公的サービスを提供する人材の育成によってより高いサービスの提供を可能にしようという考え方です。

このような趣旨に基づき、“仕事の改革”、“仕組みの改革”、“人の改革”という3つの面から行財政改革に取り組み、未来を拓くさわやかな田園のまちづくりを進め、住民サービスの向上を図るとともに、矢吹町スタイルの行政システムの確立を図っていきます。

従って、本大綱は、現代的な諸課題と多様化する町民ニーズに的確に対応できる、既存の枠組みや従来の発想にとらわれない高品質の行政サービスを提供することを基本視点として策定します。

(3) 財政指標の目標値

第6次矢吹町まちづくり総合計画に基づき、以下の財政指標を「財政指標の目標値」として定めるものとします。

	H26実績		H35目標値
経常収支比率	82.0		80.0
財政力指数	0.53		0.55
実質公債費比率	14.6		13.0

3 推進項目

(1) “仕事の改革”

① 事務事業の見直し

- 様々な行政課題に対応していくため、事務事業のP D C Aサイクルによる費用対効果の再徹底、事業の優先順位づけを行い、成果を重視する視点での見直しを進めます。
- 事務事業全般にわたって、B P Rの手法を活用した既存の業務の構造を抜本的に見直すことやI C T(高度情報通信技術)を活用した業務の効率化に努めます。
- 補助金・負担金等の整理合理化など歳出全般の効率化を図ります。

② 住民サービスの向上

- 窓口サービスにおいて、総合窓口の設置や相談体制の充実を図るとともに、ワンストップ・サービス等の利便性の向上に取り組みます。また、町民ニーズに迅速かつ的確に対応できる体制の整備やサービス水準の向上、事務処理の迅速化など満足度の高いサービスの提供を目指します。
- 情報共有・情報発信のまちづくりを目指すため、ホームページや広報やぶき等を活用して、「コミュニティツール」として積極的な情報発信に務めるとともに、町の情報を全国に情報発信するタウン・プロモーション活動を推進します。
- 住民サービスの向上を図るため、広域行政、定住自立圏構想に積極的に取り組むとともに、地方創生についても効果的に活用し取り組みます。

③ 財政の健全性の確保

- 引き続き、実質公債費比率をはじめ各種財政指標の改善について効果的な取組を進めます。
- 財政力の向上、自主財源の確保を図るため、企業誘致などの推進に努めます。
- 地方公営企業については、「経営戦略」を定めて、経営基盤強化等の取組を推進します。
- 町税・保険料などの収納率の向上や使用料・手数料の見直し、受益者負担の適正化などに取り組みます。
- 固定資産台帳を含む統一的な基準による財務書類等を作成し、予算編成等に活用します。

④ 公共施設のマネジメント

- 公共施設については、公共施設等総合管理計画を活用し、必要に応じて集約化・複合化を検討します。また、老朽化した施設についてはその必要性を検討し、再整備・長寿命化を図ります。
- 必要性が乏しい施設等については、廃止を検討します。

⑤ 行政経営システムの導入

- 総合計画管理システムとして、実施計画と「課の運営方針と目標」等との連携を図り、スケジュール管理を含めた進行管理システムを確立します。
- 「課の運営方針と目標」を行政評価として位置づけ、目的や目標、取り組み方針などを明らかにし、進行管理を行い、その結果を事務事業の見直しや予算編成等に反映させる取り組みを、矢吹町版行政評価として推進します。

(2) “仕組みの改革”

① アウトソーシング

- 定型的業務や庶務業務を含めた事務事業全般にわたり、業務委託の再点検を進めるとともに、改めて総点検を行います。
- 既に指定管理者制度を導入している公共施設を含め、その管理のあり方や指定管理者が参入しやすくなるような一括発注などの環境整備の検討を行うとともに、サービスの低下を招かないよう配慮しながら、施設の連携強化や機能分担・転換による利活用と効果的・効率的な管理運営に努めます。
- 公共事業に民間資金を取り入れるPPP/PFI手法の積極的な活用を検討します。

*「PPP」(パブリック・プライベート・パートナーシップ)とは、公民が連携して公共サービスの提供を行うこと。PPPの中には、PFI、指定管理者制度、市場化テスト、公設民営方式、さらに包括的民間委託、自治体業務のアウトソーシング等も含まれる。

*「PFI」(プライベート・ファイナンス・イニシアティブ)とは、公共施工等の設計、建設、維持管理及び運営に、民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を民間主導で行うこと。

② 住民との協働の推進

- 町民と行政がともにまちづくりを担う協働型社会の実現を目指し、事務事業について可能なものから協働事業を検討するなど、体制の構築や事業の展開を図るとともに、担い手となる組織や団体、事業所の育成・確保に努めます。
- 行政区等との連携による協働のまちづくりを推進し、地域サポーターとして職員の役割について検討します。

③ ICTの有効活用

- インターネット等による行政情報の提供、そして諸手続きの電子化により、情報通信技術によるサービスの迅速性・利便性の確保を目指します。
- 情報通信技術を活用して、町民の負担や事務の負担の軽減、利便性の向上を追求するとともに、自治体クラウド(情報システムを自庁内で保有・管理することに代えて外部のデータセンターにおいて保有・管理し、通信回線を経由して利用できるようにする取組。)の導入を検討します。また、複数地方公共団体共同でのクラウド化についても研究します。
- 庁内のグループウェア・庶務システム・財務会計システム等の更新を図ります。
- マイナンバー制度などの適正な運用と個人情報の適切な保護に努めます。

④ 組織のマネジメント

- 課を中心としたマネジメント体制を確立し、組織目標に従い、成果の上がる体制づくりを進めるほか、事務決裁規程の見直しを含め、意志決定の迅速化に務めます。
- 意思決定プロセスとして首脳部会議及び庁議の協議手順等の見直しを行い、決定事項の全職員への徹底を図ります。
- これまでの矢吹町議会の取り組みを継承し、引き続き矢吹町議会の活性化を図ります。

(3) “人の改革”

① 職員の能力開発と人材育成

- 人材育成考課制度に基づき、能力開発、目標達成により人材育成に努めるとともに、組織目標を達成できるよう職場の環境づくりに取り組み、職員のチャレンジを支援します。
- 職場の中で仕事を通じて人材の育成を図る職場研修について、さらにその質の向上と徹底を図り、課内会議、係内会議を全庁的に励行します。

② 定員管理・給与の適正化

- 今後の職員数のあり方、基本計画として定員管理適正化計画を定めます。
- 職員給与については、能力と実績による人事評価の給与への反映など、国に準じた給与制度の運用の適正化を図ります。
- 職員の意向を反映した人事異動を検討するとともに、これによる専門性の確保に努めます。

③ メンタルヘルス対策

- 「残業しない役場」を目指すとともに、質・量ともに増加している職務のあり方について検討し、メンタルヘルス対策を強化します。

4 行財政改革の推進体制

(1) 行財政改革の推進体制

行財政改革を策定・推進する体制として、庁内に「矢吹町行政改革推進本部」を設置し、この行政改革推進本部の検討結果について、「矢吹町まちづくり総合審議会(町民及び学識経験者等で構成)」に報告し、その意見を伺います。

また、本大綱に基づき、実行計画(アクションプラン)を別途策定し、具体性の確保とその着実な進捗に努めます。

(2) 町民の理解と協力

行財政改革大綱と実行計画(アクションプラン)の進捗については、定期的に「矢吹町まちづくり総合審議会」の点検を受け、必要に応じて見直しを図るとともに、広報紙やホームページにより公表し、町民の理解と協力を得ながら行財政改革を推進します。

また、「課の運営方針と目標」について、当初、中間、最終の点検と公表を行います。

(3) 行政改革大綱の推進期間

この行政改革大綱の推進期間は、平成28年度から平成35年度までの8年間とします。

